

令和6年度

那珂川沿岸農業水利事業（一期）

旧渡里揚水機場建築監理業務

特別仕様書

【当初】

関東農政局

那珂川沿岸農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

- 第1-1条 那珂川沿岸農業水利事業（一期）旧渡里揚水機場建築監理業務（以下、「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「建築工事監理業務委託共通仕様書」（以下、「監理共通仕様書」という。）並びに「官庁営繕関係統一基準」によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
- なお、監理共通仕様書第1章総則 1. 2用語の定義第1項は、共通仕様書第1章総則第1-2条用語の定義（3）に読み替える。

(目 的)

- 第1-2条 本業務は、以下の工事（以下、「対象工事」という。）に係る工事監理を行うものである。
- (1) 那珂川沿岸農業水利事業（一期）
旧渡里揚水機場建築その他工事
(工事工期：令和6年4月～令和7年3月)

(場 所)

- 第1-3条 本業務の対象工事の実施場所は次のとおりであり、別添業務位置図に示す。
茨城県水戸市渡里町地内

(一般事項)

- 第1-4条 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

- 第1-5条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項に規定する資格若しくは一級又は二級建築士の資格を有するものでなければならない。なお、農業土木技術管理士及び博士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(工事監理者)

- 第1-6条 工事監理者は、一級又は二級建築士の資格を有するものでなければならない。

(配置技術者の確認)

第1-7条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-8条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 本業務の実施に関しては、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」、建築基準法等の建築関係諸法規及び条例等並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の官庁営繕関係統一基準を優先して適用するものとする。

なお、他の図書を使用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとし、業務期間内において適用する図書に改訂があった場合には、その都度監督職員と協議するものとする。

(作業条件等)

第2-2条 本業務の対象となる建築物の基本条件は、次のとおりである。

項目	内容
渡里揚水機場建築	鉄筋コンクリート造 1階建 1棟
	延べ床面積 198.62 m ²
	1階電気室 98.30 m ²
	地下1階ポンプ室 100.32 m ²
電気設備	動力・電灯設備、通信設備等 一式
機械設備	空調設備、換気設備、給排水設備等 一式

(参考図書)

第2-3条 本業務に準用する参考図書の使用にあたっては、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

(貸与資料)

第2-4条

貸与資料は、次のとおりである。

- 平成29年度 那珂川沿岸農業水利事業（一期）
渡里揚水機場実施設計業務 報告書一式
 - 平成30年度 那珂川沿岸農業水利事業（一期）
渡里揚水機場補足設計その他業務 報告書一式
 - 令和4年度 那珂川沿岸農業水利事業（一期）
渡里機場周辺整備検討業務
 - 令和6年度 那珂川沿岸農業水利事業（一期）
旧渡里揚水機場建築その他工事 設計図書
- その他 監督職員が認めたもの

(参考資料及び貸与資料の取扱い)

第2-5条

第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、業務開始時点の最新版を用い業務期間中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目)

第3-1条

本業務における作業内容は次のとおりとする。

(1) 管理技術者の業務内容

- 1) 工事監理者が行う業務が適切に実施されるよう指揮、監督し業務運営を行う。
- 2) 工程会議等に工事監理者と共に出席し、施工計画等の内容について検討する。
- 3) 設計図書の変更内容に応じて、変更建築申請図書の作成及び変更計画通知等の手続きを行う。

(2) 工事監理者の業務内容

- 1) 工事監理者の業務内容は、監理共通仕様書第2章工事監理業務の内容に定めるところにより、工事請負者への指示、指導、承諾等を行うものとする。

なお、詳細は、別紙1「工事監理業務対象工事一覧表」によるものとする。また、監理に要する日数は、延べ162.136人・時間を予定している。

(諸手続き等)

第3-2条 本業務の実施及び建築工事にあたり、必要な関係官公庁等へ申請等手続きが必要な場合、速やかに行うものとする。

(作業の留意点)

第3-3条 本業務の実施に際し、特に留意する点は次のとおりである。

- (1) 本業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。
- (2) 建築される施設が、必要な機能及び安全で所用の耐久性を有するよう品質管理について考慮しなければならない。
- (3) 本業務における作業項目は第3-1条に示すとおりであるが、詳細については監督職員と調整のうえ、行うものとする。
- (4) 施工計画等の変更、施工図の検討等において、受注者から提出された内容、受注者が行う工事内容等が適切でない認められる場合、受注者に対して修正を求める事項を取りまとめ、監督職員に報告し承諾を得るものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、管理技術者及び工事監理者は必ず打合せに参加するものとする。

第1回 作業着手前

第2回 中間打合せ

第3回 報告書原稿作成時

打合せ場所は、原則として関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所とする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果品

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部

2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

茨城県水戸市中河内町960-1

関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1）第2-2条に示す「作業条件等」に変更が生じた場合
- （2）第3-1条に示す「作業内容」に変更が生じた場合
- （3）第4-1条に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合
- （4）第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- （5）履行期間の変更が生じた場合
- （6）関係機関等対外的協議等により建築工事及び本業務の設計計画、工事計画（工期変更含む）等に変更が生じた場合
- （7）その他

第7章 定めなき事項

（定めなき事項）

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【工事監理業務対象工事一覧表】

工事区分	工事内容	備考
1. 建築工事 旧渡里揚水機場	一式	建築物の用途等 倉庫等 (I類)

【建築工事監理業務 (一般業務)】

	業務内容の項目	業務対象	
工事監理に係る業務	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明 (ii) 工事監理方法変更の場合の協議	○ ○
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	○
		(ii) 質疑書の検討	○
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	○
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	○
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		○
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		○	
(6) 工事監理報告書等の提出		○	
工事監理に関するその他の業務	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		—
	(2) 工程表の検討及び報告		○
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		○
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	○
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	○
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	○
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		—
(6) 関係機関の検査の立会い等		○	
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	—	
	(ii) 最終支払い請求の審査	—	

【建築工事監理業務追加業務】

	業務内容の項目	業務対象
変更計画通知等手続きに関する業務	変更建築申請図書の作成	○
	変更計画通知等の手続き	○

別紙2（第4－1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった下表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント（建築に関するもの）及び建築士事務所	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額